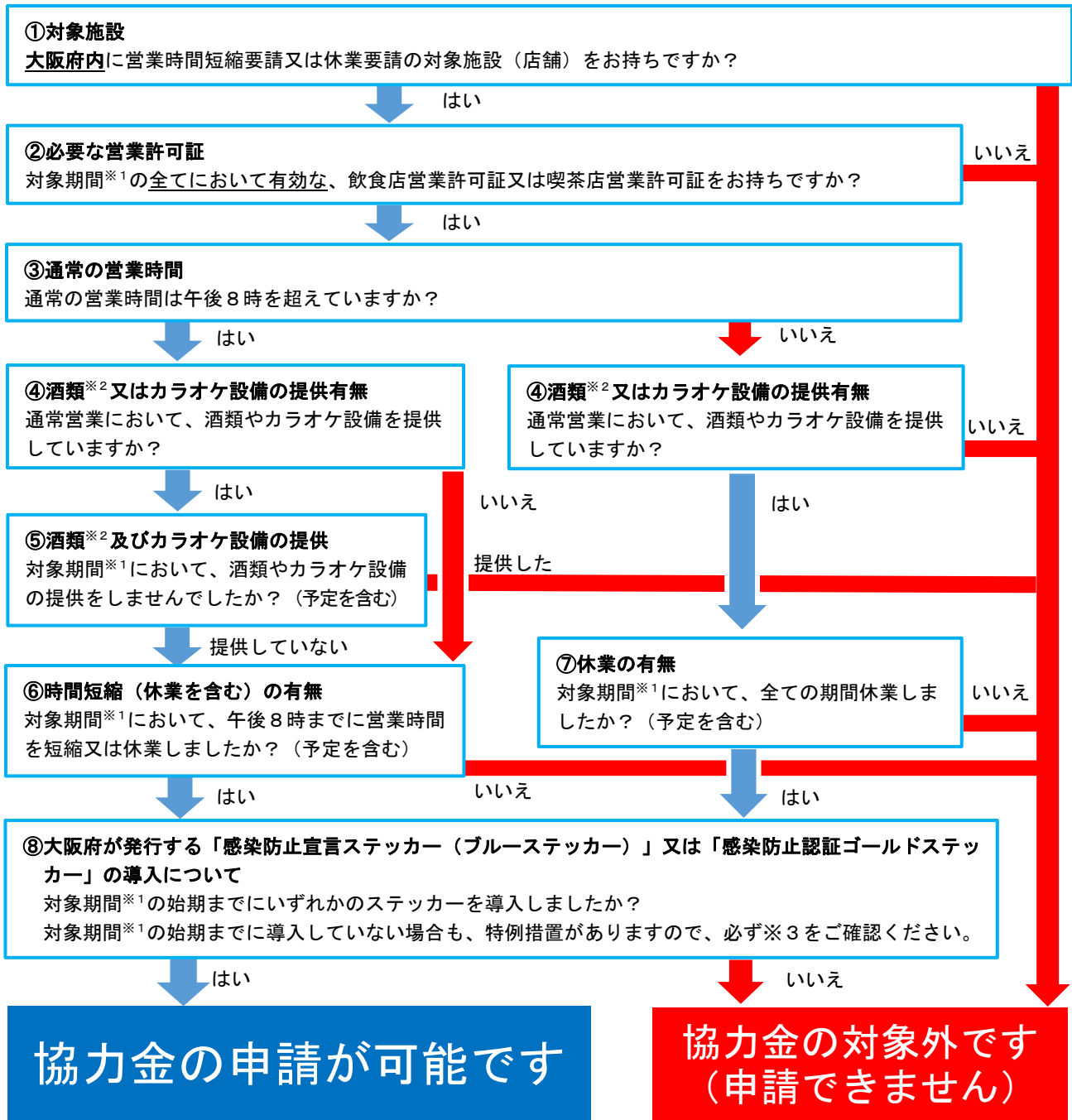


協力金支給要件（支給対象者）概要

◆協力金支給判定フローチャート

協力金支給の対象となるかどうか、確認していただけます。



ただし、途中開店の場合は、開店日から12月4日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

- ※1 対象期間
申請する要請期間。期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。
- ※2 酒類提供
利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含みます。
- ※3 ブルステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は対象期間の始期までに導入していたものとみなします。
 - ① 対象期間中、営業時間を時短した上、営業されていた方
ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、対象期間の終期までに導入した場合
 - ② 対象期間中、休業していた方
ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、協力金の支給申請日又は営業再開（開始）日のいずれか早い日までに導入した場合